

別紙 （騒音・振動）規則様式第二 （公害防止管理者関係）

番号	施設の名称	公称能力	台数	施設の用途
計				

注 1 「施設の名称」の欄には、液圧プレス、機械プレスは鑄造機の別を記載させること。

注 2 「公称能力」の欄には、次のとおり記載すること。
 液圧プレスについては、呼び加圧能力（重量トン）
 機械プレスについては、呼び加圧能力（重量トン）
 鍛造機については落下部分の重量（トン）

注 3 同一の種類施設であって、公称能力及び施設の用途が同じものはまとめて記載すること。